

上告状兼上告受理申立書



〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

上告人兼上告受理申立人 滋 賀 県

同代表者兼処分行政庁 滋賀県知事嘉田由紀子

〒520-0044 滋賀県大津市京町三丁目3番28号

京町法律事務所（送達場所）

電 話077-525-3333

FAX077-525-3334

上記上告人兼上告受理申立人訴訟代理人

弁護士 吉 田 和 宏

同 田 口 勝 之

同 伊 藤 慧

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

被上告人兼相手方 宮 部 龍 彦

公文書部分公開処分取消等請求上告・上告受理申立事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金2万6000円

上記当事者間の大阪高等裁判所平成24年（行コ）第82号公文書部分公開処分取消等請求控訴事件について平成24年10月19日言渡された終局判決は不服であるから上告提起と上告受理申立をする。

第1 原判決の表示

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

- (1) 滋賀県知事が、平成21年5月8日付けで控訴人に対してした公文書一部公開決定処分のうち、同和対策地域総合センター要覧の「目次」部分（最初の2行を除く。）及び本文1、2頁の「同和対策地域総合センター一覧表」の「センター名」、「電話」、「郵便番号」（1、3、4及び7行目）及び「所在地」の各欄を非公開とした部分を取り消す。
- (2) 滋賀県知事は、控訴人に対し、同和対策地域総合センター要覧の上記取消に係る部分を公開せよ。
- (3) 控訴人のその余の取消請求を棄却し、その余の義務づけを求める請求に係る訴えを却下する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを100分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決中上告人敗訴部分を破棄し、さらに相当な裁判を求める。

第3 上告受理申立の趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決中上告受理申立人敗訴部分を破棄し、さらに相当な裁判を求める。

第4 上告理由

おって、上告理由書を提出する。

第5 上告受理申立の理由

おって、上告受理申立理由書を提出する。

添 付 書 類

1 委任状

1 通

平成24年10月30日

上告人兼上告受理申立人訴訟代理人

弁護士 吉 田 和 宏

同 田 口 勝 之

同 伊 藤 慧



最高裁判所 御中